

静岡県立大学放射線障害予防規程細目

平成19年4月1日 細則第17号

改正 令和2年4月1日

第1 管理区域

- 1 管理区域は、外部放射線にかかる線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染された物の表面の密度が、関係法令に定める管理区域にかかる線量限度を超え、又は超えるおそれのある場所を管理上定めた領域とする。
- 2 管理区域に立ち入るすべての者は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の指示に従い、法、関係法令、静岡県立大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）及びこの細目に定める事項を遵守し、自他の放射線障害の防止のため万全の措置をとらなければならない。
- 3 主任者は、前項に違反した者又は違反するおそれのある者に、当該業務従事者の放射性同位元素の取扱いを制限し、又は許可を取り消すことを放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）に勧告することができる。
- 4 安全委員会は、前項による勧告を受けた場合、その事案について審査し、放射性同位元素の取り扱いを制限し、又は許可を取り消すことが適当と認めるときは、当該業務従事者の放射性同位元素の取り扱いを制限し、又は許可を取り消すことができる。
- 5 管理区域への立入り
 - (1) 静岡県立大学アイソトープセンター（以下「アイソトープセンター」という。）に備えてある用紙に使用予定核種、数量等を記載してアイソトープセンターに提出すること。
 - (2) 個人被ばく線量計等の放射線測定器を常に携帯すること。なお、必要に応じ、ポケット線量計又はTLD等の放射線測定器の貸与を受け、所定の記録簿に必要事項を記入すること。また、これらの放射線測定器は正しく装着すること。
 - (3) 管理区域の出入りは、非常時以外は汚染検査室から行うこと。
 - (4) 汚染検査室で管理区域内用スリッパ、黄衣と替えること。
 - (5) 不必要な物は、管理区域に持ち込まないこと。
- 6 管理区域からの退出
 - (1) 汚染検査室で十分手を洗うこと。
 - (2) ハンドフットクロスモニター、サーベイメーター等の放射線測定器で手足、黄衣等の表面汚染のないことを確認してから更衣すること。
 - (3) 万一、表面汚染を発見した場合には直ちに除染すること。また、容易に除染できない場合はアイソトープセンターに申し出て指示を受けること。
 - (4) 管理区域内用スリッパ、黄衣を着用したまま管理区域を出ることを禁ずる。

- (5) 管理区域内で使用した機器等は、表面汚染の検査及び除染を行い、その表面汚染が表面密度限度の1/10以下であることを確認してから持ち出すこと。
- (6) ポケット線量計又はTLD等の放射線測定器を装着した場合は、線量を計算し、所定の記録簿に記入すること。万一、異常が認められた場合は、アイソトープセンターに申し出て、その指示を受けること。
- (7) その日の作業を終了した場合は、アイソトープセンター備え付けの放射性同位元素受入記録、放射性同位元素使用保管記録及び放射性同位元素等廃棄記録に必要事項を記入すること。

第2 放射性同位元素の使用

1 放射性同位元素の受入れ及び払出しは、次の手続きに従うこと。

(1) 購入

ア 「放射性同位元素使用計画書」に必要事項を記入してアイソトープセンターへ提出すること。

イ 計画書に問題のない場合には、アイソトープセンターから日本アイソトープ協会宛の「放射性同位元素申込書」を交付するので、必要事項を記入の上郵送すること

ウ 実験計画書は、余裕をもって提出すること。なお、急ぐ場合は、アイソトープセンターに相談すること。

エ 入荷の連絡を受けたら速やかに予防規程及びこの細目に従って保管すること。

(2) 譲受

ア 購入の場合と同様に計画書を提出すること。問題がない場合は、アイソトープセンターを通して譲受する。ただし、譲受に先立ち、先方の主任者にアイソトープセンター長（以下「センター長」という。）あての譲渡書の作成を依頼し、その譲渡書及び放射性同位元素譲受書をアイソトープセンターに提出すること。

イ 譲受した放射性同位元素は、速やかに予防規程及びこの細目に従って保管すること。

(3) 譲渡

ア 譲渡する場合は、放射性同位元素譲渡書をアイソトープセンターに提出し、先方及びセンター長の承認を受けること。さらに、先方より放射性同位元素譲受書を受取り、アイソトープセンターに提出すること。

イ 放射性同位元素の運搬については、関係法令の基準に基づき主任者の指示に従って、放射線障害の発生を防止させるために必要な処置を講ずること。

2 放射性同位元素の使用は、次の手続きに従うこと。

- (1) アイソトープセンターに備えてある用紙に使用核種、数量等を記載してアイソトープセンターに提出し、実験終了後は放射性同位元素受入記録及び放射性同位元素使用廃棄記録に必要事項を必ず記入すること。

- (2) 放射性同位元素の取扱いは、指定された実験室等で行うこと。
- (3) 業務従事者は、基礎的実験手技に習熟し、かつ、放射性同位元素について一般知識を習得していること。
- (4) アイソトープセンターにおける使用数量は、1日最大使用数量（使用許可証に記載するもの）を超えないように実験計画を立てること。ただし、暗室の1日最大使用数量はその1/5、動物実験室では使用許可証中に()の付された核種については()内の数量とする。
- (5) 動物実験室では、2核種以上の核種を同時に使用してはならない。
- (6) 事前に周到な計画を立て、使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれの少ない方法を採用すること。
- (7) 作業は原則として2名以上で行うこと。経験の少ない者は単独で作業してはならない。
- (8) 放射性同位元素をこぼした場合等不測の事故が発生した場合は、単独で処理することなく、直ちに近くにいる者に知らせるとともに、予防規程に従い、応急の処理を行わなければならない。
- (9) 誤って放射性同位元素が体内に入った場合又はそのおそれがある場合には、速やかに主任者等に申し出てその指示に従うこと。
- (10) 実験終了後は、使用機器その他実験台上等の清掃、整頓を必ず行うこと。
- (11) 線量を可能な限り低いレベルに保つように、「放射性同位元素安全取扱いの心得」を遵守すること。
- (12) 密封された放射性同位元素を固定して使用する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 表面における放射線の量の測定を、6月を超えない期間毎に1回行うこと。
 - イ 使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示すること。
 - ウ 設置場所を無許可で変更してはならない。
 - エ 密封された放射性同位元素を機器に装備して使用する場合には、必要な時以外は放射性同位元素装備機器から放射性同位元素を取り出さないこと。
 - オ 密封された放射性同位元素の紛失、漏洩等が生じ、又はそのおそれのある場合は直ちに主任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - カ γ線照射装置を運転する場合には、出入口に照射中であることを明示する標識を掲げること。

第3 放射性同位元素の保管

- 1 放射性同位元素の保管は、下記の事項を厳守すること。
 - (1) 密封容器に入れること。
 - (2) 容器に亀裂、破損等を生じた場合でも汚染が広がらないように、備えつけの受

皿にろ紙等の吸収材をひき、その中に保管すること。

(3) 有機溶媒を使用する場合には、溶媒の蒸発、容器の破損等による汚染の広がりを防ぐため、その容器をさらに別の容器に入れて、少なくとも二重に密封すること。

(4) 容器には、放射性同位元素の種類、化合物名、数量、年月日、所属及び氏名を明記した標識を付けること。

2 実験室で使用した放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）は、使用後みだりに放置することなく、貯蔵箱にもどすか、廃棄処理を行うこと。

3 貯蔵箱より放射性同位元素を取り出すときは、汚染及び被ばくに注意し、主任者、センター長又はそれに準ずる者の立会いを受けなければならない。

第4 放射性同位元素等の廃棄

1 放射性廃棄物と一般廃棄物は、正しく区別して廃棄すること。

2 放射性廃棄物は、実験の都度、一時的に実験室等に用意された所定の廃棄物容器に核種、数量、所属及び氏名を記入して収納し、定期的あるいは随時保管廃棄室へ運搬し、保管廃棄を行うこと。

3 放射性廃棄物を日本アイソトープ協会の廃棄物容器に収納するときは、必ずその都度所定の廃棄物記録簿に必要事項を記入し、アイソトープセンターに提出すること。

4 放射性廃棄物は、日本アイソトープ協会の分類区分に従い分類すること。

(1) 固体廃棄物

ア 可燃物

ポリエチレンろ紙、ペーパータオル、ティッシュペーパー等

イ 難燃物

プラスチックチューブ、ポリバイアル、ポリシート、ゴム手袋等

ウ 不燃物

ガラスバイアル、ガラス器具、注射針、塩ビ管、塩ビシート、シリコンチューブ、セトモノ、アルミ箔、鉛含有物、テフロン製品等

エ 非圧縮性不燃物

電気機器類等

(2) 液体廃棄物

ア 無機廃液

(ア) PHを5～9に調整し、所定の容器に収納して保管すること。

(イ) 放射性同位元素を取り扱った器具類は、少量の中性洗剤水溶液等で洗浄を行い一次洗浄液を保管廃棄すること。これ以降の低レベルで汚染された洗浄液は排水設備において浄化し、又は排水すること。この場合、排水設備の排水口における排液中の濃度を関係法令に定める濃度限界以下とすること。

イ 有機廃液

- (ア) 有機廃液は、流しに捨てないこと。
- (イ) 有機廃液はアイソトープセンターにおいて焼却処理を行うが、その場合、次に掲げる焼却処理基準に適合しなければならない。
- a ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{35}S 、 ^{45}Ca 又は関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液であること。
 - b 廃液中の濃度の上限値は ^3H : 37Bq/Cm³、 ^{14}C : 37Bq/Cm³、 ^{32}P : 3.7Bq/Cm³、 ^{33}P : 3.7Bq/Cm³、 ^{35}S : 37Bq/Cm³、 ^{45}Ca : 3.7Bq/Cm³、関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に含まれるその他の核種 : 3.7Bq/cm³ とすること。
 - c 廃液中に複数の放射性同位元素が存在する場合は、それぞれの濃度の上限値に対する割合の和が、1 を超えないようにすること。
 - d 自燃性を有すること。
 - e 有毒作用があり、かつ、焼却処理後の排ガス中に当該物質が含まれることにより環境を汚染するおそれのある化合物を含まないこと。
 - f 沈澱物及び固形懸濁物質を含まないこと。
 - g 難燃性化合物、爆発性化合物を含まないこと。
 - h 著しく粘性が高くないこと。
 - i その他燃焼処理に支障をきたすような物質及び環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。
- (ウ) 前項において焼却処理基準に適合しない場合は、次の前処理により適合させなければならない。
- a 廃液中の放射能濃度が基準値以上の場合は、適当な方法により基準濃度以下にすること。
 - b 自燃性、粘性は燃焼用アルコールの混合処理により調節すること。
 - c 沈澱物及び固形懸濁物質は、ろ過除去又は燃料用アルコール等の混合により溶解すること。
 - d 有毒化合物は、適当な化学的処理又は蒸留により除去すること。
 - e 難燃性化合物は、蒸留等により除去すること。
- (エ) 焼却した後の固形物及び残査等は、保管廃棄して管理すること。
- (オ) 捕集装置の洗浄水又は捕集水は、排水設備に排水すること。
- (カ) 放射性有機廃液焼却記録に必要事項を記載すること。
- (キ) その他、別に定める静岡県立大学放射性有機廃液焼却炉運転管理要領に従って行うこと。
- (3) スラリー廃棄物
- ア 泥状、かゆ状のもの、液体を分離することが困難なイオン交換樹脂等は、スラリー放射線廃棄物として所定の容器に収納し、保管すること。ただし、なるべく乾燥

させて固体廃棄物容器に収納するようにすること。

(4) 動物性廃棄物

ア 動物性廃棄物（毛、糞も含む。）は、核種、放射エネルギー、所属及び氏名を記載して、所定のフリーザー中に保管し、適時、動物乾燥装置を用いて乾燥すること。

イ 乾燥した動物性廃棄物は、所定の容器に収納して保管すること。

ウ 放射性動物乾燥処理記録に必要事項を記載すること。

第5 場所における放射線の量及び汚染の状況の測定

1 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率（H 1 c m線量当量率）又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率（H70 μ m線量当量率）がH 1 c m線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所においてはH70 μ m線量当量率について行い、又は、70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量について行うこと。

2 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

3 測定は、次の項目に応じて、それぞれの場所について行うこと。

(1) 放射線の量

ア 使用施設

イ 貯蔵施設

ウ 廃棄物貯蔵施設

エ 管理区域の境界

オ 事務所等内において人が居住する区域

カ 事業所等の境界

キ 密封された放射性同位元素の表面

(2) 放射性同位元素等による汚染の状況の測定

ア 作業室

イ 廃棄作業室

ウ 汚染検査室

エ 排気設備の排気口

オ 排水設備の排水口

カ 排気監視設備のある場所

キ 排水監視設備のある場所

ク 管理区域の境界

(3) 測定は、次に定めるところにより行うこと。

ア 放射線の量の測定及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定は、1月を超え

ない期間ごとに1回行うこと。

イ 密封された放射性同位元素を固定して取り扱うときの放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

(4) 測定の結果については、測定の都度、次の事項について記録すること。

ア 測定日時

イ 測定箇所

ウ 測定をした者の氏名

エ 放射線測定機器の種類及び型式

オ 測定方法

カ 測定結果

第6 人体の線量の測定

1 外部被ばくによる線量の測定

(1) 胸部（女子は腹部）について、H1cm、H70 μ m線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）を測定すること。ただし、人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたときは、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子にあつては「腹部及び大たい部」）以外の場合は、当該部位についても測定すること。また、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が上記以外の部位（手と前腕及び足とくるぶし）である場合にあつては、さらに当該部位についてH70 μ m線量当量を測定すること。ただし、中性子線についてはこの限りでない。

(2) 測定は、管理区域に立ち入っている間、継続して行うこと。ただし、一時立入者としてセンター長が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

(3) 測定は、フィルムバッジ、ポケット線量計、TLD等の放射線測定器により行うこと。

2 内部被ばくによる線量の測定

(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取したとき及び吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者は、体外測定法、バイオアッセイ法又は人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度から摂取量を計算することにより測定すること。

(2) 測定は3月（妊娠中である女子は1月）を超えない期間ごとに1回行うこと。

3 表面汚染による線量の測定

(1) 手、足その他放射性同位元素等により汚染されるおそれのある部位について測定すること。

(2) 測定は、アイソトープセンターから退出するときに行うこと。

4 測定結果の記録

- (1) 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (2) 外部被ばくによる線量の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（妊娠中である女子は、毎月1日を始期とする1月間）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録すること。
- (3) 内部被ばくによる線量の測定結果は、測定の都度記録すること。
- (4) 表面汚染による線量の測定結果の記録は、表面汚染密度を超えて汚染し、その汚染を容易に除去できない場合に行うこと。

5 実効線量、等価線量の算定及び記録

- (1) 1～3の測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名

- (2) 実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（妊娠中である女子は、毎月1日を始期とする1月間）について算定し、記録すること。

第7 危険時の措置

1 火災を発見したとき

- (1) 発見者は、直ちに管理室及び付近の従事者に通報すること。
- (2) 発見者は、火災報知機を作動させること。
- (3) 発見者は、手近にある消火器で初期消火を行うこと。
- (4) 避難する際は、アイソトープセンターの指示に従うこと。

2 火災の通報を受けたとき

- (1) 業務従事者は、直ちに実験等を中止して、アイソトープセンターからの指示を待つこと。
- (2) 熱源及び電源を利用している者は、直ちに切ること。
- (3) 業務従事者は、避難する際には、使用中の放射性同位元素を貯蔵箱に戻すこと。緊急の場合は、流し台に置くこと。

(4) 低温実験室、暗室内では、非常ベルが聞こえにくいので、従事者が通報すること。

(5) その他静岡県立大学防火管理規則及び緊急連絡網に基づいて措置をすること。

3 夜間及び休館日の事故発生時の措置

(1) 事故発見者は、主任者、センター長又はそれに準ずる者に連絡すること。

(2) その他静岡県公立大学法人防火管理規則及び緊急連絡網に基づいて措置をすること。

4 地震その他の災害の発生時も、上記に準じた措置をすること。

5 情報提供

(1) 事故発生の際には、業務従事者は、直ちに主任者に連絡し、連絡を受けた主任者は、安全委員会に連絡する。安全委員会は、学長及び事務局長に通報する。事務局長は、本学ホームページに速やかに事故の状況を掲載すること。

(2) 事務局は、情報を提供する担当部署及び担当者を定め、外部からの問合せに対応すること。

(3) 事務局は、事故の状況や被害の程度に関する情報の提供内容について、次の項目を記録すること。

ア 発生日時及び発生場所

イ 汚染の状況等、外部への影響の有無

ウ 取扱っている放射性同位元素の数量、性状

エ 機器等を用いた測定方法及び測定結果

オ 原因及び再発防止策

6 その他

業務従事者は、退出の際、必ずガスの元栓を閉じ、電気のスイッチを切り、電熱機器はコンセントから抜いておくこと。

第8 点検の項目

1 主要構造部等

① 壁、しゃへい物に破損、隙間等の有無

2 管理区域

① 区画、非常口等の閉鎖の状況

② 壁、しゃへい物に破損、隙間等の有無

③ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況

④ 使用施設に係る注意事項の掲示の有無

3 作業室（測定室、無菌室、学生実習室、暗室、低温室を含む。）

① 床、壁等及び表面仕上げに破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無

② フードと排気設備との連結の状況

③ 実験室及びフードの換気の状況

- ④ 流しと排水設備との連結の状況
 - ⑤ 流し、排水管等の水漏れ、亀裂、破損、腐食等の有無
 - ⑥ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況
- 4 汚染検査室及び汚染除去室
- ① 床、壁等及び表面仕上げに破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
 - ② 洗浄設備と排水設備との連結の状況
 - ③ 洗浄設備、排水管等に水漏れ、亀裂、破損、腐食等の有無
 - ④ 汚染検査用放射線測定機器の機能異常の有無
 - ⑤ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況
- 5 線源室（配分室を含む。）
- ① 床、壁等及び表面仕上げに破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
 - ② フードと排気設備との連結の状況
 - ③ 線源室及びフードの換気の状況
 - ④ 流しと排水設備との連結の状況
 - ⑤ 流し、排水管等の水漏れ、亀裂、破損、腐食等の有無
 - ⑥ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況
- 6 貯蔵箱（線源室内）
- ① 貯蔵箱並びに線源室の扉に亀裂、破損、腐食の有無
 - ② カギ等閉鎖のための設備の機能の状況
 - ③ 貯蔵箱の標識の有無及び色あせ、破損等の状況
 - ④ 貯蔵施設に係る注意事項の掲示
- 7 排水設備
- ① 床、壁等に破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
 - ② 排水貯留槽及び排水希釈槽に漏れ、腐食等の有無
 - ③ 排水貯留槽及び排水希釈槽のバルブ、ふた等の作動の状況並びに漏れ、腐食等の有無
 - ④ 排水管に亀裂、破損、腐食等の有無
 - ⑤ 排水監視装置の機能異常の有無
 - ⑥ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況
- 8 排気設備
- ① 床、壁等に破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
 - ② 排風機（排気ファン、ファンベルト等）の機能異常の有無
 - ③ フィルターの目づまりの状況
- 9 廃棄保管室
- ① 床、壁等及び表面仕上げに破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
 - ② カギの機能異常の有無

- ③ 保管廃棄容器に亀裂、破損、腐食等の有無
- ④ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況

10 廃棄作業室

- ① 床、壁等及び表面仕上げに破損、剥離、亀裂、腐食、隙間等の有無
- ② 放射性有機廃液焼却炉の構造、機能等に異常の有無
- ③ 放射性有機廃液焼却炉と排気設備との連結の状況
- ④ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況

11 密封放射性同位元素装備機器

(1) γ 線照射装置

- ① γ 線照射装置の機能異常の有無
- ② γ 線照射装置の放射線漏れの有無
- ③ 標識の有無及び色あせ、破損等の状況

(2) ECD付ガスクロマトグラフ

- ① ECD付ガスクロマトグラフの設置場所の確認
- ② 線源装備の確認
- ③ 使用室及びECD付ガスクロマトグラフの標識の有無及び色あせ、破損の状況

第9 記録及び保存

1 業務従事者及びアイソトープセンター運営委員会は、次の記録を作成し、主任者はこれらの記録を保存期間に従い保存すること。

(1) 人に関するもの	保存期間
a 放射線業務従事者	1年ごとに閉鎖後5年間
b 健康診断記録	永久
c 健康診断省略理由書	永久
d 外部被ばく線量測定記録	永久
e 内部被ばく線量測定記録	永久
f 実効線量及び等価線量算定記録	永久
g 表面汚染記録	永久
h 教育訓練記録	1年ごとに閉鎖後5年間
 (2) 環境に関するもの	
a 放射線の量の測定記録	1年ごとに閉鎖後5年間
b 汚染の状況の記録	1年ごとに閉鎖後5年間
c ECD付ガスクロマトグラフ線量測定記録	1年ごとに閉鎖後5年間
d γ 線発生装置線量測定記録	1年ごとに閉鎖後5年間
e 排気記録	1年ごとに閉鎖後5年間
f 排気管理記録	1年ごとに閉鎖後5年間
g 排水記録	1年ごとに閉鎖後5年間

h 排水管理記録	1年ごとに閉鎖後5年間
(3) 放射性同位元素に関するもの	
a 放射性同位元素使用計画書	1年ごとに閉鎖後5年間
b 放射性同位元素譲受書	1年ごとに閉鎖後5年間
c 放射性同位元素譲渡書	1年ごとに閉鎖後5年間
d 放射性同位元素受入記録	1年ごとに閉鎖後5年間
e 放射性同位元素使用保管記録	1年ごとに閉鎖後5年間
f 核種別放射性同位元素使用保管記録	1年ごとに閉鎖後5年間
g 放射性同位元素等廃棄記録	1年ごとに閉鎖後5年間
h 放射性同位元素等運搬記録	1年ごとに閉鎖後5年間
i 放射性有機廃液焼却記録	1年ごとに閉鎖後5年間
j 放射性動物乾燥処理記録	1年ごとに閉鎖後5年間
k 密封された放射性同位元素の保管、廃棄記録	1年ごとに閉鎖後5年間
l ECD付ガスクロマトグラフ使用記録	1年ごとに閉鎖後5年間
m γ 線発生装置使用記録	1年ごとに閉鎖後5年間
(4) その他	
a 施設点検記録	1年ごとに閉鎖後5年間
b アイソトープセンター出入記録	1年ごとに閉鎖後5年間
c 放射性廃棄物出荷記録	1年ごとに閉鎖後5年間

2 各記録の様式は、別に定める。

附 則

この細目は、平成19年4月1日に施行する。

この細目は、令和2年 月 日から施行する。